

昭和四十年通商産業省令第五十四号

電気関係報告規則

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第百六条の規定に基づき、電気関係報告規則を次のように制定する。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）以下「法」という。）、電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号。以下「令」という。）及び電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「再生可能エネルギー電気」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。

二 「インバランス」とは、次に掲げるものをいう。

イ 一般送配電事業者又は配電事業者が小売供給を行う事業を営む他の者から受電した電気の量と当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との三十分を単位とした差

ロ 一般送配電事業者又は配電事業者が非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該非電気事業用電気工作物の発電又は放電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差

ハ 一般送配電事業者又は配電事業者が発電等用電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該発電等用電気工作物の発電又は放電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差

ニ 一般送配電事業者又は配電事業者が特定卸供給を行う事業を営む他の者から受電した電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差

三 「主要電気工作物」とは、小規模発電設備に属するもの（太陽電池発電設備に属するもの（太陽電池、変圧器、負荷時電圧調整器、

負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置）及び風力発電設備に属するもの（風力機関、発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置）に限る。）及び施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち次に掲げるものをいう。

イ 水力発電所に属するものにあつては、ダム、取水設備、沈砂池、導水路、放水路、ヘッドタンク、サージタンク、水圧管路、水車、揚水式発電所における揚水用のポンプ、貯水池、調整池、発電機（出力三万キロワット以上のものに限る。）、変圧器（電圧十七万ボルト以上かつ容量が十万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、分路リアクトル（電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、負荷時電圧位相調整器（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、以下ロからホまでにおいて同じ。）、調相機（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、遮断器及び逆変換装置（容量二十キロボルトアンペア以上のものに限る。）、風力発電所に属するものにあつては、風力機関、発電機（出力二十キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量二十キロボルトアンペア以上のものに限る。）、蓄電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、調相機（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、分路リアクトル及び限流リアクトル（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、遮断器（電圧十七万ボルト以上の送電線引出口のものに限る。）、以下ロからホまでにおいて同じ。）、火力発電所に属するものにあつては、蒸気タービン、ボイラー、独立過熱器、蒸気

貯蔵器、蒸気井、ガスタービン、内燃機関、燃料設備、ばい煙処理設備、液化ガス設備、ガス化炉設備、脱水素設備並びに施行規則別表第二の発電所の二の（一）の下の欄に掲げる発電設備に係る発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器及び遮断器

ハ 燃料電池発電所に属するものにあつては、燃料電池設備（出力五百キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量五百キロボルトアンペア以上のものに限る。）、

ニ 太陽電池発電所に属するものにあつては、太陽電池（出力五十キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量五十キロボルトアンペア以上のものに限る。）、

ホ 風力発電所に属するものにあつては、風力機関、発電機（出力二十キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量二十キロボルトアンペア以上のものに限る。）、

ヘ 蓄電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、調相機（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、分路リアクトル及び限流リアクトル（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、遮断器（電圧十七万ボルト以上の送電線引出口のものに限る。）、以下ロからホまでにおいて同じ。）、火力発電所に属するものにあつては、蒸気タービン、ボイラー、独立過熱器、蒸気

ア以上のものに限る。）、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、並びに電力貯蔵装置（出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上のものに限る。）、

ト 変電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、調相機（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、分路リアクトル（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、限流リアクトル（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、周波数変換機器、整流機器及び遮断器

チ 送電線路に属するものにあつては、電線（ケーブルを含み、電圧十七万ボルト以上の送電線路のものに限る。）、及び支持物（電圧十七万ボルト以上の送電線路のものに限る。）、並びに遮断器（電圧十七万ボルト以上の開閉所の送電線引出口のものに限る。）、

リ 需要設備に属するものにあつては、遮断器（他の者が設置する電気工作物と電氣的に接続するための受電電圧一万ボルト以上のものに限る。）、変圧器（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、ただし、放電灯用変圧器、試験用変圧器等の特殊用途に供されるものを除く。）、周波数変換機器及び整流機器（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、調相機及び分路リアクトル（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、並びに電線（ケーブルを含み、電圧五万ボルト

- 以上の電線路のものに限る。）及び支持物（電圧五万ボルト以上の電線路のものに限る。）
- 四 「電気火災事故」とは、漏電、短絡、せん絡その他の電氣的要因により建造物、車両その他の工作物（電気工作物を除く）、山林等に火災が発生することをいう。
- 五 「破損事故」とは、電気工作物の変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること又はその使用が不可能となり、若しくはその使用を中止することを含む。
- 六 「主要電気工作物の破損事故」とは、別に告示する主要電気工作物を構成する設備の破損事故（部品の交換等により当該設備の機能を従前の状態までに容易に復旧する見込みのある場合を除く。）をいう。
- 七 「供給支障事故」とは、破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより電気の利用者（当該電気工作物を管理する者を除く。以下この条において同じ。）に対し、電気の利用が停止し、又は電気の使用を緊急に制限することをいう。ただし、電路が自動的に再閉路されることにより電気の利用が停止が終了した場合を除く。
- 八 「供給支障電力」とは、供給支障事故が発生した場合において、電気の利用者に対し、電気の利用が停止し、又は電気の使用を制限する直前と直後との供給電力の差をいう。
- 九 「供給支障時間」とは、供給支障事故が発生した時から電気の利用が停止又は使用の制限が終了した時までの時間をいう。
- 十 「発電支障事故」とは、発電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該発電所の発電設備（発電事業の用に供するものに限る。）が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならなくなることを含む。
- 十一 「放電支障事故」とは、蓄電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該蓄電所が直ちに運転を停止し、又はその運転を停止しなければならなくなることを含む。

十二 「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物」とは、別に告示する電気工作物（原子力発電工作物を除く。）であつて、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものをいう。		報告書名	報告対象者	様式報告期限	報告先
十三 「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物」とは、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物であつて、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものをいう。		様式報告期限	報告先	様式報告期限	報告先
第二條 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従ひ、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。		様式報告期限	報告先	様式報告期限	報告先
一 発電電気事業者		様式第二十五号	経済産業大臣	様式第二十五号	経済産業大臣
二 設備一般送配電事業式毎事業年度最終月の末日（法第三十條第一号及び第二号に掲げる事業を営む者）		様式第二十五号	経済産業大臣	様式第二十五号	経済産業大臣
三 一般法第五十七條様式五月末電気工作物の設置場所を管轄する産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び支部長近き部長）		様式第二十五号	経済産業大臣	様式第二十五号	経済産業大臣
四 電気法第三十八條様式七月末保安年報第四項各号に第八号に掲げる事業を営む者（原子力掲げる事業を除く。）		様式第二十五号	経済産業大臣	様式第二十五号	経済産業大臣
五 自家法第二十八條様式四月末及び物の設置場所を管轄する経済産業局長（中電局、電力・ガス事業北陸支局長を含む。）		様式第二十五号	経済産業大臣	様式第二十五号	経済産業大臣
六 ポリ法第三十八條様式七月末塩化ビフェニルを掲げる事業を営む者		様式第二十五号	経済産業大臣	様式第二十五号	経済産業大臣
七 電力法第十一條様式第十一の表の報告対象者の欄に掲げる者		様式第二十五号	経済産業大臣	様式第二十五号	経済産業大臣
八 卸電力取引所		様式第二十五号	経済産業大臣	様式第二十五号	経済産業大臣
九 溶接自主検査を実施した電機工場の設置高度保安施設設置者を除く。		様式第二十五号	経済産業大臣	様式第二十五号	経済産業大臣
十 特定一般送配電事業式様式第二十五号の二の三に掲げる事業者		様式第二十五号	経済産業大臣	様式第二十五号	経済産業大臣
十一 市一般送配電事業式様式六月末経済産業大臣		様式第二十五号	経済産業大臣	様式第二十五号	経済産業大臣
十二 市一般送配電事業式様式六月末経済産業大臣		様式第二十五号	経済産業大臣	様式第二十五号	経済産業大臣
十三 特法第三十三條の二の五の表の報告対象者の欄に掲げる事業者		様式第二十五号	経済産業大臣	様式第二十五号	経済産業大臣
（大規模契約解約等の報告）		様式第二十五号	経済産業大臣	様式第二十五号	経済産業大臣
第二條の二 小売電気事業者、小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者及び登録特定送配電事業者は、次の表の報告を要する場合の欄に掲げる場合には、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従ひ、経済産業大臣に提出しなければならない。		様式第二十五号	経済産業大臣	様式第二十五号	経済産業大臣

又は需要設備に属する電気工作物に係る場合は、当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第六号に掲げる場合にあつては、当該発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所を管轄する産業保安監督部長）	成十一年法律第一百五号）第二条第二項に規定する特定施設（この号、第九号及び第十七号の四において「特定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は特定施設に該当する電気工作物の使用の方法であつてダイオキシン類の排出量（同法第十二条第二項に規定するものをいう。）に係るものを変更する場合	四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（この号、第十二号、第十三号及び第十八号において「特定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は特定施設に該当する電気工作物の使用の方法、同条第七項に規定する汚水等（以下「汚水等」という。）の処理の方法、同条第六項に規定する排水（以下「排水」という。）の汚染状態若しくは量（同法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態若しくは量を含む。）、同法第二条第八項に規定する特定地下浸透水（以下「特定地下浸
---	--	--

透水」という。）の浸透の方法若しくは用水若しくは排水の系統を変更する場合 五 水質汚濁防止法 第四条の二第二項に規定する指定項目で表示した汚濁負荷量（以下「汚濁負荷量」という。）の測定手法を定める場合又は当該測定手法を変更する場合 五の二 水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の使用の方法若しくは当該施設において貯蔵される同法第二条第二項第一号に規定する有害物質（第十二号の二において「有害物質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統を変更する場合 六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に設置された発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて、同法第二条第一項の特定施設に該当するものの使用の方法を変更する場合（当該変更	透水性」という。）の浸透の方法若しくは用水若しくは排水の系統を変更する場合 五 水質汚濁防止法 第四条の二第二項に規定する指定項目で表示した汚濁負荷量（以下「汚濁負荷量」という。）の測定手法を定める場合又は当該測定手法を変更する場合 五の二 水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の使用の方法若しくは当該施設において貯蔵される同法第二条第二項第一号に規定する有害物質（第十二号の二において「有害物質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統を変更する場合 六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に設置された発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて、同法第二条第一項の特定施設に該当するものの使用の方法を変更する場合（当該変更
---	--

汚濁負 荷量の 測定手 法に係 る事項		当該変 更に係 る事項
---------------------------------	--	-------------------

[illegible]

十一 大気基準適用施設が水質基準対象施設となった場合	十二 現に設置している電気工作物が特定施設となった場合において排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる場合
----------------------------	--

排出水の 方法	汚水の 処理等	使用の 方法、 除く。	場合を 除く。	当する 該	定に該	項の規	条第二	法第五	又は同	設しな	特定施	有害物	定する	項に規	条第二	法第八	濁防止	水質汚	施設が	該特定	備（当	造、設	類、構	設の種	特定施	の処理	は処理	汚水又	さらす	施排出	準対象	水質基	法の方	理の方	スの処	発生の	される
------------	------------	-------------------	------------	----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

十二の二 現に設置している電気工作物 が有害物質使用特定 施設（前号に掲げる 場合を除く。）又は 有害物質貯蔵指定施 設となつた場合	
---	--

理くれ使さてに該び方便設構施設蔵物はく合げ号設特質有のび用並のの浸定。を及染別水はあ業域（び状の
さは若用れ製お施に法用備造設指質有。）をるに（一定使用害の排水びの方浸透地。含む量態汚
れ処しさ、造い設当並の、の定貯害又除場掲前施用物系統水及に法透水下特む量態汚統排てに事地量及染

[illegible]

生ずるおそれがある場合	十八の二 水質汚濁防止法第十四条の二第二項に規定する指定事業場に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第四項に規定する指定施設に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、有害物質又は同項に規定する指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことに	より人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合	十八の三 水質汚濁防止法第十四条の二第三項に規定する貯油事業場等に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第五項に規定する貯油施設等に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、同項に規定する油を含む水が当該貯油事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことに	より人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合
-------------	--	-------------------------------	---	-------------------------------

に保る被害を生ずるおそれがある場合 (ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に関する届出)	第四条の二 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有している者(以下この条において「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置者等」という。)は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる様式により、同表の下欄に掲げる期限までに、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している場所を管轄する産業保安監督部長(次項において「管轄産業保安監督部長」という。)へ届け出なければならない。	届出を要する場合	様式届出 番号期限	一 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有していることが新たに判明した場合(直ちに、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止し、第三号の届出をする場合を除く。)	二 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置者等の氏名若しくは住所第三号の遅滞なく (法人にあつては当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している三又又は予備として有している事業場の名称又は所在地)に変更があつた場合又は当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合	三 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止した場合	様式廃止 第十の遅滞なく	四 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の破損その他の事故が発生し、第十の遅滞なく ポリ塩化ビフェニル含有絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合	五 様式事故発生後	2 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物は、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を
---	---	----------	--------------	---	---	---------------------------	-----------------	--	-----------	---

について、毎年度の管理の状況(以下この条において「管理状況」という。)を翌年度の六月三十日までに、様式第十三の六により、管轄産業保安監督部長へ届け出なければならない。また、直近に届け出た管理状況に記載した高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止する予定の年月を変更する場合には、遅滞なく、変更後の管理状況を管轄産業保安監督部長へ届け出なければならない。	(自家用電気工作物を設置する者の発電所の出力の変更等の報告)	第五条 自家用電気工作物(原子力発電工作物及び小規模事業用電気工作物を除く。)を設置する者は、次の場合は、遅滞なく、その旨を当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。	一 発電所、蓄電所若しくは変電所の出力又は送電線路若しくは配電線路の電圧を変更した場合(法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は法第四十八条第一項の規定による届出をした工事に伴い変更した場合を除く。)	二 発電所、蓄電所、変電所その他の自家用電気工作物を設置する事業場又は送電線路若しくは配電線路を廃止した場合 (卸電力取引所の会員の変更の報告)	第六条 卸電力取引所は、卸電力取引所の会員の取引会員情報を委員会に報告しなければならない。	附則 抄 1 この省令は、法の施行の日(昭和四十七年七月一日)から施行し、第二条第一項の表第十号、第十三号および第十六号ならびに第四条第一項の表第三号および第四号については提出期限が昭和四十七年八月一日以後である報告書から、第二条第一項の表第十七号および第十八号については提出期限が昭和四十七年十二月一日以後である報告書から適用する。	2 電気に関する定期報告規則(昭和二十八年通商産業省令第十八号。以下「旧規則」という。)、電気事故関係報告規則(昭和三十七年通商産業省令第四十七号)および電力用炭の代金債務を消滅させる場合等に関する報告に関する省令(昭和三十八年通商産業省令第八十八号)は、廃止する。	附則 (昭和四十二年六月一日通商産業省令第五十四号)
--	--------------------------------	--	---	---	---	--	---	----------------------------

この省令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和四十二年七月一日通商産業省令第七十八号) 抄 この省令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和四十二年十一月三〇日通商産業省令第二十二号) 抄 この省令は、昭和四十二年十二月一日から施行する。 附則 (昭和四十五年三月二七日通商産業省令第一五号) 抄 この省令は、昭和四十五年四月一日から施行する。 附則 (昭和四十六年四月一日通商産業省令第三二号) 抄 この省令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和四十六年六月二四日通商産業省令第六十六号) この省令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和四十七年八月二八日通商産業省令第一〇二号) この省令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和五〇年七月三日通商産業省令第六十七号) この省令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和五一年四月三〇日通商産業省令第三〇号) この省令は、昭和五一年五月一日から施行する。 1 この省令の施行後最初に提出するダム漏水状況報告及びばい煙量等測定四半期報については、改正後の電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 附則 (昭和五十二年一月二日通商産業省令第七号) この省令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和五十四年十一月一日通商産業省令第一〇七号) この省令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和五十五年三月三一日通商産業省令第九号) この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。 1 改正前の第二条第一項の表に掲げる電気事業年報であつて同項の規定による報告期限が昭和五十五年七月三十一日であるもの、同項の表に掲げる発電電月報、第三水曜日電力需給四半期	この省令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和四十二年七月一日通商産業省令第七十八号) 抄 この省令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和四十二年十一月三〇日通商産業省令第二十二号) 抄 この省令は、昭和四十二年十二月一日から施行する。 附則 (昭和四十五年三月二七日通商産業省令第一五号) 抄 この省令は、昭和四十五年四月一日から施行する。 附則 (昭和四十六年四月一日通商産業省令第三二号) 抄 この省令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和四十六年六月二四日通商産業省令第六十六号) この省令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和四十七年八月二八日通商産業省令第一〇二号) この省令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和五〇年七月三日通商産業省令第六十七号) この省令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和五一年四月三〇日通商産業省令第三〇号) この省令は、昭和五一年五月一日から施行する。 1 この省令の施行後最初に提出するダム漏水状況報告及びばい煙量等測定四半期報については、改正後の電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 附則 (昭和五十二年一月二日通商産業省令第七号) この省令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和五十四年十一月一日通商産業省令第一〇七号) この省令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和五十五年三月三一日通商産業省令第九号) この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。 1 改正前の第二条第一項の表に掲げる電気事業年報であつて同項の規定による報告期限が昭和五十五年七月三十一日であるもの、同項の表に掲げる発電電月報、第三水曜日電力需給四半期
--	--

報、電灯電力需要月報及びばい煙量等測定四半
期報であつて同項の規定による報告期限が同年
四月三十日であるもの、同項の表に掲げる建設
工事実施状況月報であつて同項の規定による報
告期限が同年四月二十日であるもの、同項の表
に掲げる設備資金年報であつて同項の規定によ
る報告期限が同年六月三十日であるもの並びに
同項の表に掲げる電気事故年報であつて同項の
規定による報告期限が同年五月三十一日である
ものについては、なお従前の例による。

3 改正前の第三条第一項及び第六条第一項の表
に掲げる事故であつて速報及び詳報の報告期限
が改正後になるものについては、なお従前の例
による。

附 則 (昭和五十六年八月二〇日通商産業
省令第五四号)

この省令は、昭和五十六年八月二十一日から
施行する。

附 則 (昭和五十八年一月二六日通商産
業省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年三月九日通商産業省
令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十二年三月二八日通商産業
省令第一六号)

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行
する。

附 則 (昭和六十六年四月一八日通商産業
省令第二七号)

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の
第四条第一項の表第一号については、報告期限
が昭和六十六年六月一日以後である報告書から
適用する。

2 改正前の第二条第一項の表に掲げる電気事業
年報であつて同項の規定による報告期限が昭和
六十六年七月三十一日であるもの、同項の表に
掲げる発電電月報、電灯電力需要月報、ダム漏
水状況報告、ばい煙量等測定四半期報及び周波
数測定四半期報であつて同項の規定による報告
期限が同年四月三十日であるもの、同項の表に
掲げる建設工事実施状況月報であつて同項の規
定による報告期限が同年四月二十日であるもの
並びに同項の表に掲げる一般用電気工作物調査
年報、貯水池及び調整池土砂たい積状況年報並
びに需要家停電期報であつて同項の規定による
報告期限が同年五月三十一日であるものについ
ては、なお従前の例による。

3 改正前の第四条第一項の表に掲げる貯水池お
よび調整池土砂たい積状況年報であつて同項の
規定による報告期限が昭和六十六年五月三十一
日であるもの並びに同項の表に掲げるダム漏水
状況報告及びばい煙量等測定四半期報であつて
同項の規定による報告期限が同年四月三十日で
あるものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成元年七月一日通商産業省令
第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年八月二日通商産業省令
第五四号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の電気関係報告規則の
規定は、平成元年七月一日から適用する。

附 則 (平成元年八月三十一日通商産業省
令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一月二八日通商産業
省令第六三三号)

この省令は、平成二年十二月一日から施行す
る。

附 則 (平成三年五月九日通商産業省令
第二七号)

この省令は、平成三年五月十五日から施行す
る。

1 この省令の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三年六月二六日通商産業省
令第三〇号)

この省令は、平成三年六月三十日から施行す
る。

1 この省令の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年三月三十一日通商産業省
令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月三〇日通商産業省
令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年一〇月一八日通商産業
省令第七九号)

この省令は、平成八年四月一日から施行す
る。

2 この省令による改正後の電気関係報告規則第
二条、第四条、第七条及び第八条の規定は、報

告期限が平成八年八月一日以後である報告書の
提出から適用する。ただし、次の各号に掲げる
規定は、報告期限が当該各号に掲げる日以後で
ある報告書の提出から適用する。

一 第二条第一項の表第四号及び第五号に係る
部分 平成八年四月一日

二 第二条第一項の表第二号及び第八号並びに
第四条の表第三号に係る部分 平成八年五月
一日

3 この省令の施行日前の事項に関する報告書の
提出については、この省令による改正前の電気
関係報告規則(以下「旧規則」という。)第二
条、第四条、第七条及び第八条の規定(第二条
第一項の表第三号、第四号、第七号、第九号、
第十三号、第十五号、第十六号及び第十八号並
びに第四条の表第四号に係る部分を除く。)は、
この省令の施行後も、なおその効力を有する。

4 この省令の施行日前に発生した旧規則第三条
第一項及び第六条第一項の表に掲げる事故に係
る報告については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年三月二九日通商産業省
令第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成八年四月一日から施行
する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業
省令第三四号) 抄

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行
する。

附 則 (平成一一年三月三十一日通商産業
省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月一日通商産業
省令第八九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年二月三日通商産業
省令第一〇九号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行
する。

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施
行する。

第二条 この省令の施行の日前に発生した、この
省令による改正前の電気関係報告規則に係る報
告については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年一月一四日通商産業
省令第五号)

この省令は、平成十二年一月十五日から施行
する。

附 則 (平成一二年八月二日通商産業省
令第一四三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月三十一日通商産
業省令第三〇八号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行す
る。

附 則 (平成一三年三月二六日経済産業
省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月三十一日通商産
業省令第三〇八号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行す
る。

附 則 (平成一三年三月二六日経済産業
省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及
び合理化に関する法律(平成十一年法律第二百
十一号)附則第四十一条の規定によりなお従前
の例によることとされた同法第九条の規定によ
る改正前の電気事業法第五十二条第一項の規
定による検査の申請がされた機械又は器具の検
査及び電気事業法施行規則の一部を改正する省
令(平成十二年通商産業省令第六十九号)附則第
二条の規定によりなお従前の例によることとさ
れた通商産業省関係の基準・認証制度等の整
理及び合理化に関する法律第九条の規定による改
正前の電気事業法第四十九条第一項及び第五
十四条第一項の検査を指定検査機関が行ったと
きは、この省令による改正前の電気関係報告規則
第二条第一項の定期報告については、なお従前
の例による。

附 則 (平成一三年六月二九日経済産業
省令第一七九号)

この省令は、平成十三年七月一日から施行す
る。

附 則 (平成一三年一〇月一五日経済産
業省令第二〇五号)

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令の施行の際現に第四条の表第十五号
の二の届出を要する場合の欄中に規定する別に
告示する電気工作物であつてポリ塩化ビフェニ
ルを含有する絶縁油を使用するものを設置して
いる者に対する同号の規定の適用については、
同号中「あらかじめ」とあるのは、「電気関係
報告規則の一部を改正する省令(平成十三年経
済産業省令第二百五号)の施行の日から一年以
内に」とする。

附 則 (平成一四年一月二八日経済産業
省令第一二二号)

この省令は、平成十四年一月二十八日から施
行する。ただし、第九条の次に一条を加える改
正規定(第十条第五項第二号に係る部分に限
る。)は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則（平成一七年一月二二日経済産業省令第一一四号）
この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成一七年法律第四十四号）の施行の日（平成一七年十二月一日）から施行する。
附 則（平成一八年六月二日経済産業省令第七六号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一八年六月二〇日経済産業省令第七八号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二二年二月一九日経済産業省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二二年三月三一日経済産業省令第二〇号）抄
（施行期日）
一条 この省令は、公布の日から施行する。
（電気関係報告規則の一部改正に伴う経過措置）
二条 この省令による改正後の電気関係報告規則第二条の表第一号及び同条の表第五号については、報告期限が平成二十二年五月一日以後である報告書の提出から適用する。
附 則（平成二三年三月三一日経済産業省令第一四号）
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
附 則（平成二四年三月二三日経済産業省令第一六号）抄
（施行期日）
一条 この省令は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。
附 則（平成二四年六月一日経済産業省令第四四号）抄
（施行期日）
一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。
附 則（平成二四年九月一四日経済産業省令第六八号）
この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。
附 則（平成二五年四月一日経済産業省令第二〇号）
この省令は、平成二五年四月一日から施行する。報告期限が平成二五年五月一日以後である報告書の提出から適用する。

附則（平成二六年五月二九日経済産業省令第二九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年三月四日経済産業省令第九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二七年四月一日）から施行する。ただし、様式第八備考中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に一項を加える改正規定並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年三月二八日経済産業省令第四〇号）
（施行期日）

1 この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第七十二号）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。
（電気関係報告規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この省令の施行の日前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則に係る報告については、なお従前の例による。

附則（平成二八年四月二八日経済産業省令第六七号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（定期報告）

2 みなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者をいう。）は、同法附則第十六条第一項の義務を負う間、翌々月末日までに、附則様式のみなし小売電気事業者報を電力・ガス取引監視等委員会に提出しなければならない。

附則様式
（附則第2条関係）

[illegible]

月での合計値を算出して設置すること。
 4. 1. 及び2. の併用は、報告書の作成に支障を及ぼす場合を除く。
 5. 関係法令を指す。日本工業規格等とすることを示す。

附 則（平成二八年九月二三日経済産業省令第九一号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二八年九月二十四日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則第三条に係る報告については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気関係報告規則第四条の表第十五号の二又は第十六号の規定によりされている届出（ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に係る届出に限る。）は、改正後の電気関係報告規則第四条の二の表第一号又は第二号の規定による届出とみなす。

附 則（平成二九年三月三一日経済産業省令第三二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二九年四月一日）から施行する。ただし、

第二条、第五条及び第八条の規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二七年法律第四十一号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（特定卸供給の要件に関する省令の廃止）

第二条 特定卸供給の要件に関する省令（平成二八年経済産業省令第九十九号）は、廃止する。

（工事計画の届出に係る経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手している騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定施設若しくは振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項に規定する特定施設であつて、この省令の施行により新たに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）第四十八条第一項の規定に該当するものについては、同項の規定にかかわらず、届出を要しない。

（溶接事業者検査に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に法第五十二条第一項に基づき検査し、又は検査に着手しているものについては、第一条の規定による改正後の電気関係報告規則第二条の表第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成三一年三月二九日経済産業省令第三〇号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月七日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年三月一〇日経済産業省令第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日経済産業省令第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（電気関係報告規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号。次項において「改正後報告規則」という。）第二条の表第十一の項及び第十二の項の規定については、報告期限が令和四年七月一日以後である報告から適用する。

2 改正後報告規則第二条の表第十三の項の規定については、報告期限が令和四年六月一日以後である報告から適用する。

附 則（令和四年三月三一日経済産業省令第二五号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年十一月一日経済産業省令第八六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

附 則（令和四年十一月三〇日経済産業省令第八八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気事業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百六十二号）の施行の日（令和四年十二月一日）から施行する。

（報告に係る経過措置）

第五条 この省令の施行前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則第三条に係る報告については、なお従前の例による。

附 則（令和四年二月一四日経済産業省令第九六号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。

附 則（令和五年三月一〇日経済産業省令第九号）

この省令は、令和五年三月三十一日から施行する。

附 則（令和五年三月二八日経済産業省令第一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの合理的利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日経済産業省令第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの合理的利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日経済産業省令第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの合理的利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日経済産業省令第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの合理的利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

第三表	一	再生可能エ	当該契約の毎事業年度 ネルギー電気を供給の特供給主体での最終月の 性とする小売供給契約にある小売電末日から二 係る販売電力力量	気事業者 月を経過す る日
第三表	一	再生可能エ	当該契約の毎事業年度の ネルギー電気を供給の特供給主体での最終月の 性とする小売供給契約のある小売電末日から二 締結する小売電気事業者が事業者 の調達した再生可能エネ ルギー電気の電力量	る日
第四表	インバランス発	一般送配電 事業者及び 配電事業者	翌々月末日	
第五表	電気事業者の契	一般送配電 事業者及び 配電事業者	翌々月末日	
約状況		配電事業者		

様式第1 削除
様式第2 (第2条関係)

[illegible]

			電 機 物	()	()	()
			電 電 池			
			計			
		不	の			
		計				
		他社送受電電力量の取引合計				
		送 包 込 制 計				
		送水式発電用の送水用電力				
		蓄電出力発電電力				
		給 電 電 計				
		送 電 用 費 計				
		送 電 損 耗 電 力				
	不	計				
	電	機				

- [illegible]

種別	種別	契約口数	契約電力率 (%)	備考
一般電気事業者	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			
電力供給	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			

備考 1 電力供給は、電力供給の契約口数、電力供給の契約電力率に算入すること。
2 同様の大きさ、日本電気株式会社とすること。
3 同様の大きさ、日本電気株式会社とすること。

種別	種別	契約口数	契約電力率 (%)	備考
一般電気事業者	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			
電力供給	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			

備考 1 電力供給は、電力供給の契約口数、電力供給の契約電力率に算入すること。
2 同様の大きさ、日本電気株式会社とすること。

様式第3 (第2条関係)

種別	種別	契約口数	契約電力率 (%)	備考
一般電気事業者	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			
電力供給	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			

備考 1 電力供給は、電力供給の契約口数、電力供給の契約電力率に算入すること。
2 同様の大きさ、日本電気株式会社とすること。

様式第4 削除
様式第5 (第2条関係)

種別	種別	契約口数	契約電力率 (%)	備考
一般電気事業者	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			
電力供給	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			

備考 1 電力供給は、電力供給の契約口数、電力供給の契約電力率に算入すること。
2 同様の大きさ、日本電気株式会社とすること。

様式第6及び様式第7 削除
様式第8 (第2条関係)

種別	種別	契約口数	契約電力率 (%)	備考
一般電気事業者	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			
電力供給	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			
	電力供給			

備考 1 電力供給は、電力供給の契約口数、電力供給の契約電力率に算入すること。
2 同様の大きさ、日本電気株式会社とすること。

② 本邦向け、第1書において、本邦と関係する側に記載のない場合は、報告することを要しない。

2 本契約、第1条において、本条と関係する欄に記載がない場合は、無効であることを認めない。

- ① 10月4日(金)に定例の「ついでに」で、少人数2名を招き入札し、第1回と定める。
- ② 招請の申込みは、3名程度定数もふくむこと。
- ③ 申込日、最上席において、申込と関係する欄の記載がない場合は、無効であることを申したい。

備考 1 百分率の算出結果については、少数第2位を四捨五入し、第1位にとどめる。
2 周数の大きさは、日本産業技術人3とすること。
3 本表は、第1表に2対して、本表と関係する欄に記載がない場合は、該当することを要しない。

備註

1. 本報告係根據中華民國97年度「全國人口及住宅普查」資料彙編而成。
2. 本報告係根據「全國人口及住宅普查」資料彙編而成。
3. 本報告係根據「全國人口及住宅普查」資料彙編而成。
4. 本報告係根據「全國人口及住宅普查」資料彙編而成。
5. 本報告係根據「全國人口及住宅普查」資料彙編而成。

[illegible]

備考 ① 工業供給支障事象とは、電気設備等が供給する電圧の低下に起因する停電の供給支障事象をいう。
② 重要施設とは、当該電気事業者の供給に係る一般電気事業者について、当該電気事業者が停電した範囲で記載すること。
③ 停電の支き方は、日本電報連合会 A 4 による。
④ 本表の「第 1 部」及び「第 2 部」は、本表と関係なく、別添「停電の支き方」を添付するものとする。

備考 1	この表は、国史で定年する歳次(定年表)と一致しない。	
0	最前(初年)、定年、還暦、定老、定歳、定歳満(定年と還暦の間の年)と保するものを定年とする。	
0	一歳定年(定年と還暦の間の年) 130 及び一歳定年(定年と還暦の間の年) 130 位、下のことに留意する。	
一歳定年(定年と還暦の間の年) 130	神皇正統記(定年定老) 130	(定年定老) 130 及び一歳定年(定年と還暦の間の年) 130 位、下のことに留意する。
一歳定年(定年と還暦の間の年) 130	神皇正統記(定年定老) 130	(定年定老) 130 及び一歳定年(定年と還暦の間の年) 130 位、下のことに留意する。
一歳定年(定年と還暦の間の年) 130	神皇正統記(定年定老) 130	(定年定老) 130 及び一歳定年(定年と還暦の間の年) 130 位、下のことに留意する。

第2表 主要労働生産額等内訳表(労働時間 労務)									
業種区分		品別				産業別			
製造物及びサービス		製造物		サービス					
製造物		製造物		サービス					
1. 品名	2. 品名	3. 品名	4. 品名	5. 品名	6. 品名	7. 品名	8. 品名	9. 品名	10. 品名
11. 品名	12. 品名	13. 品名	14. 品名	15. 品名	16. 品名	17. 品名	18. 品名	19. 品名	20. 品名
21. 品名	22. 品名	23. 品名	24. 品名	25. 品名	26. 品名	27. 品名	28. 品名	29. 品名	30. 品名
31. 品名	32. 品名	33. 品名	34. 品名	35. 品名	36. 品名	37. 品名	38. 品名	39. 品名	40. 品名
41. 品名	42. 品名	43. 品名	44. 品名	45. 品名	46. 品名	47. 品名	48. 品名	49. 品名	50. 品名
51. 品名	52. 品名	53. 品名	54. 品名	55. 品名	56. 品名	57. 品名	58. 品名	59. 品名	60. 品名
61. 品名	62. 品名	63. 品名	64. 品名	65. 品名	66. 品名	67. 品名	68. 品名	69. 品名	70. 品名
71. 品名	72. 品名	73. 品名	74. 品名	75. 品名	76. 品名	77. 品名	78. 品名	79. 品名	80. 品名
81. 品名	82. 品名	83. 品名	84. 品名	85. 品名	86. 品名	87. 品名	88. 品名	89. 品名	90. 品名
91. 品名	92. 品名	93. 品名	94. 品名	95. 品名	96. 品名	97. 品名	98. 品名	99. 品名	100. 品名
101. 品名	102. 品名	103. 品名	104. 品名	105. 品名	106. 品名	107. 品名	108. 品名	109. 品名	110. 品名
111. 品名	112. 品名	113. 品名	114. 品名	115. 品名	116. 品名	117. 品名	118. 品名	119. 品名	120. 品名
121. 品名	122. 品名	123. 品名	124. 品名	125. 品名	126. 品名	127. 品名	128. 品名	129. 品名	130. 品名
131. 品名	132. 品名	133. 品名	134. 品名	135. 品名	136. 品名	137. 品名	138. 品名	139. 品名	140. 品名
141. 品名	142. 品名	143. 品名	144. 品名	145. 品名	146. 品名	147. 品名	148. 品名	149. 品名	150. 品名
151. 品名	152. 品名	153. 品名	154. 品名	155. 品名	156. 品名	157. 品名	158. 品名	159. 品名	160. 品名
161. 品名	162. 品名	163. 品名	164. 品名	165. 品名	166. 品名	167. 品名	168. 品名	169. 品名	170. 品名
171. 品名	172. 品名	173. 品名	174. 品名	175. 品名	176. 品名	177. 品名	178. 品名	179. 品名	180. 品名
181. 品名	182. 品名	183. 品名	184. 品名	185. 品名	186. 品名	187. 品名	188. 品名	189. 品名	190. 品名
191. 品名	192. 品名	193. 品名	194. 品名	195. 品名	196. 品名	197. 品名	198. 品名	199. 品名	200. 品名
201. 品名	202. 品名	203. 品名	204. 品名	205. 品名	206. 品名	207. 品名	208. 品名	209. 品名	210. 品名
211. 品名	212. 品名	213. 品名	214. 品名	215. 品名	216. 品名	217. 品名	218. 品名	219. 品名	220. 品名
221. 品名	222. 品名	223. 品名	224. 品名	225. 品名	226. 品名	227. 品名	228. 品名	229. 品名	230. 品名
231. 品名	232. 品名	233. 品名	234. 品名	235. 品名	236. 品名	237. 品名	238. 品名	239. 品名	240. 品名
241. 品名	242. 品名	243. 品名	244. 品名	245. 品名	246. 品名	247. 品名	248. 品名	249. 品名	250. 品名
251. 品名	252. 品名	253. 品名	254. 品名	255. 品名	256. 品名	257. 品名	258. 品名	259. 品名	260. 品名
261. 品名	262. 品名	263. 品名	264. 品名	265. 品名	266. 品名	267. 品名	268. 品名	269. 品名	270. 品名
271. 品名	272. 品名	273. 品名	274. 品名	275. 品名	276. 品名	277. 品名	278. 品名	279. 品名	280. 品名
281. 品名	282. 品名	283. 品名	284. 品名	285. 品名	286. 品名	287. 品名	288. 品名	289. 品名	290. 品名
291. 品名	292. 品名	293. 品名							

様式第10（第2条関係）

様式第11（第2条関係）

2 特定小売供給約款による供給の販売額

	特選小麦供給約数による供給の販売額
--	-------------------

備考 1 みなし小売電気事業者以外の小売電気事

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 岡

--	--	--	--

備考 1 契約口数99以下の料金メニューについては、記載することを要しない。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

1 特別高圧・高圧需要に係る再生可能

の特性とする小売供給契約の販売電力量等

2 再生期間に係る再生可能エネルギー発電や供給の特性とする小売供給契約の料金設定方法 財団法人環境

	1	2
--	---	---

料金設定方法	料金設定の種別 (該当するものに○を記入)	二部料金制		
		最低料金制		
		完全従量料金制		
		定額料金制		
	料金設定方法の概要	その他		
再生可能エネルギー電気を供給の特性とする契約条項の内容				
年間販売電力量 (kWh)				

備考 1 小売料金メニューごとに記載すること。
2 供給区域は、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
第 3 表-2 再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者の調達した再生可能エネルギー電気の電力量

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿		年度分 小売電気事業者名						
調達電力量 (kWh)	年度合計	太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他	合計

備考 1 再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気の電力量 (再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約以外に基づいて供給する電力量も含む。) を記載すること。
2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律106号) 第 8 条第 1 項の交付金の交付の対象となる再生可能エネルギー電気を合わせて記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 4 表 インバランスマーケット状況
電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿
年 月 日
一般送配電事業者名

1. 対象事業者名等	
対象事業者名	
バランシンググループ名	
バランシンググループコード	
対象事業者とバランシンググループを形成する他の事業者名	
第4表(本表)の添付の書類	

2. インバランスマーケット状況				
日	時刻帯	インバランスマーケット発生電力量 (kWh)		インバランスマーケット購算単位
		送電側	小売側	
1 日	0 : 00～0 : 30			
	0 : 30～1 : 00			
	1 : 00～1 : 30			
	1 : 30～2 : 00			
	2 : 00～2 : 30			
	2 : 30～3 : 00			
	3 : 00～3 : 30			
	3 : 30～4 : 00			
	4 : 00～4 : 30			
	4 : 30～5 : 00			
	5 : 00～5 : 30			
	5 : 30～6 : 00			
	6 : 00～6 : 30			
	6 : 30～7 : 00			
	7 : 00～7 : 30			
	7 : 30～8 : 00			
	8 : 00～8 : 30			
	8 : 30～9 : 00			

	9 : 00～9 : 30			
	9 : 30～10 : 00			
	10 : 00～10 : 30			
	10 : 30～11 : 00			
	11 : 00～11 : 30			
	11 : 30～12 : 00			
	12 : 00～12 : 30			
	12 : 30～13 : 00			
	13 : 00～13 : 30			
	13 : 30～14 : 00			
	14 : 00～14 : 30			
	14 : 30～15 : 00			
	15 : 00～15 : 30			
	15 : 30～16 : 00			
	16 : 00～16 : 30			
	16 : 30～17 : 00			
	17 : 00～17 : 30			
	17 : 30～18 : 00			
	18 : 00～18 : 30			
	18 : 30～19 : 00			
	19 : 00～19 : 30			
	19 : 30～20 : 00			
	20 : 00～20 : 30			
	20 : 30～21 : 00			
	21 : 00～21 : 30			
	21 : 30～22 : 00			
	22 : 00～22 : 30			
	22 : 30～23 : 00			
	23 : 00～23 : 30			
	23 : 30～24 : 00			
	24 : 00～24 : 30			
計	0 : 00～24 : 00			
		(kWh)		
累計	24 : 30～25 : 00			

第1条（2）ネゴシエ特種取引情報（プロフィール）

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 席

年 月 日付				
時刻帯	事業者名	入札記録	入札価格	入札量
備考 1 時刻帯の欄には、ネット入札において入札目的の電力を生じ得る単位のコマを事業者ごとに全て記載すること。				
2 入札記録の欄には、買入札の欄か売入札の欄かを示す欄を、買入札の場合には買入札の電力を、買入札の場合には買入札の電力を記載すること。				
3 同一事業者の入札であっても入札記録の異なる場合は、別々に記載すること。				
4 用紙の欠き方は、日本電気株式会社より行うこと。				

第1条（3）ネゴシエ特種取引情報（近況報告）

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 席

年 月 日付				
年月日	時刻帯	事業者名	入札記録	入札量
備考 1 時刻帯の欄には、各電力市場において前夜が生じた時刻帯のコマを事業者ごとに全て記載すること。				
2 時刻帯の欄には、買入時刻帯の電力を、買入時刻帯の電力を記載すること。				
3 同一事業者の入札であっても入札記録の異なる場合は、別々に記載すること。				
4 用紙の欠き方は、日本電気株式会社より行うこと。				

第2条（1）時刻帯別取引情報

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 席

年 月 日付				
時刻帯	入札記録	事業者名	入札量	
			買入	買出
備考 1 事業者ごとに記載すること。また、同一事業者の入札であっても入札記録の異なる場合は、別々に記載すること。				
2 時刻帯の欄には、時刻帯別取引情報において前夜が生じた時刻帯の電力を記載すること。				

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 席

年 月 日付				
時刻帯	事業者名	入札記録	入札価格	入札量
備考 1 時刻帯の欄には、各電力市場において前夜が生じた時刻帯の電力を生じ得る単位のコマを事業者ごとに全て記載すること。				
2 入札記録の欄には、買入時刻帯の電力を、買入時刻帯の電力を記載すること。				
3 同一事業者の入札であっても入札記録の異なる場合は、別々に記載すること。				
4 用紙の欠き方は、日本電気株式会社より行うこと。				

様式第12の2（第2条関係）

様式第12の2（第2条関係）

関係する事業者名

年 月 日

時刻帯	事業者名	入札記録	入札価格	入札量
時刻帯	事業者名	入札記録	入札価格	入札量

備考 1 時刻帯の欄には、各電力市場において前夜が生じた時刻帯の電力を生じ得る単位のコマを事業者ごとに全て記載すること。

備考 2 時刻帯の欄には、時刻帯別取引情報において前夜が生じた時刻帯の電力を生じ得る単位のコマを事業者ごとに全て記載すること。

様式第12の3（第2条関係）

様式第12の3（第2条関係）

関係する事業者名

年 月 日

時刻帯	事業者名	入札記録	入札価格	入札量
時刻帯	事業者名	入札記録	入札価格	入札量

備考 1 時刻帯の欄には、各電力市場において前夜が生じた時刻帯の電力を生じ得る単位のコマを事業者ごとに全て記載すること。

備考 2 時刻帯の欄には、時刻帯別取引情報において前夜が生じた時刻帯の電力を生じ得る単位のコマを事業者ごとに全て記載すること。

[illegible][illegible]

様式第12の4（第2次関係）

特定非営利活動促進法
令第12条第1項第2号

年 月 日

第 号

住所
氏名（代表者及び代表者の氏名）

1. 特定非営利活動における関係者に係る事項

姓名	製造事業責任者	販売責任者	取引関係（A/B）	取引関係（B）

2. 療育上体の適切性の維持

3. 使用している福祉計測の運用状況

[illegible]

[illegible]

- 備考 1 契約の成立は、報酬請求とは無関係となることは契約の締結を行ないたいと
2 契約の成立とは、最高保証額と、小売売価及び小売価格をそのしるる者
と約するところにより行ふ契約等の中を出た必要者に対する契約とい
3 小売売価契約とは、小売売価及び小売価格に関する契約とい
4 高圧契約とは、高圧電線に係る小売売価及び小売価格に関する契約、高圧
契約とは高圧電線に係る小売売価及び小売価格に関する契約、特別保証契約は特
別保証電線に係る小売売価及び小売価格に関する契約とい
5 供給区域については、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること
6 供給のたきとは、日本電業振興会が

[illegible]

備考 1 最終保障供給等とは、最終保障供給、特定小売供給及び解約等を申し入れる者と貯するところにより行う解約等の申出をされた需要家に対する小売供給をいう。

- 備考 1 最終供給締結等とは、最終供給締結、暫定小売供給及び契約等の中で中に入る者と約するところにより行われる締結の申出をされた需要家に対する小売供給という。
- 2 小売電気事業者とは、小売電気事業及び小売供給を行う者。
- 3 低圧契約とは低圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、高圧契約とは高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、特別高圧契約は特別高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約をいう。
- 4 販売電力量は、供託止の買電を保障する日の属する月の毎月月の販売電力量をいう。
- 5 供託区域については、一般送配電事業者の供託区域に基づき反転すること。
- 6 用語の大半は、日本電気事業法 44 とすること。

様式第13の2

様式第13の3

様式第13の4

[illegible]

備考 1 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

電気主任技術者等の資格者	T E L
--------------	-------

(その他資格となるべき事項)

- 3 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として売っている場合は「予備」と記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考	1 登録日の欄には、卸電力取引所の会員として登録された日付を記載すること。 2 本来の記載時点における全ての卸電力取引所の会員の情報を記載すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
----	---